

## まちかど演奏会利用者認定要領

株式会社くにつか

### （目的）

第1条 この要領は、株式会社くにつか（以下、「運営管理者」という。）が運営管理する「まちかど演奏会」利用者の健全な音楽活動の誘導を図り、地域の音楽文化の向上と地域活性化に寄与することを目的とします。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

#### （1）利用者

「まちかど演奏会」で演奏活動等を行う運営管理者が認定した個人またはグループの総称。

#### （2）認定

第5条で定めるルールを遵守することを誓約した「まちかど演奏会」の利用者であることを認定すること。

### （利用者認定を行なう者）

第3条 利用者の認定は、運営管理者が行います。

### （認定を受けた者以外の活動禁止）

第4条 「まちかど演奏会」で演奏活動等を行おうとする利用者は、運営管理者から認定書の交付を受けることとし、認定書を交付されていない者の「まちかど演奏会」での活動は禁止します。

### （認定申請）

第5条 認定を受けようとする利用者は、運営管理者へ所定の書式および関係書類を提出して申請するものとします。

### （誓約事項）

第6条 認定を受けようとする利用者は、以下のルールを遵守することを誓約するものとします。

- ① 周辺の店舗・人家および一般通行人への騒音の影響が大きい、大音量を発生する楽器・機材を使用しないこと。
- ② 活動時間を守ること  
演奏等の活動時間は別紙に定める。

③ 歩行者への配慮

演奏者は一般通行人や店舗利用者の邪魔にならないよう通路を確保すること、また、観客に対しても通行を妨げないなど協力を呼びかけること。

④ 原状回復と清掃の徹底

演奏等の終了後はチラシ等が散乱しないように清掃を行い、演奏場所周辺のゴミ拾いなどを行なうこと。

⑤ 運営管理者の許可なく販売行為をしないこと

「まちかど演奏会」は公共の場所であり、運営管理者の許可なく CD、チケット等を販売する行為を行ってははいけません。

⑥ 目的外の利用をしない

「まちかど演奏会」は、演奏活動等を行う場所であり、運営管理者が不相当と認める活動を行った場合には、利用者の活動を制限します。

⑦ その他

活動中は認定書を観客および通行人等によく見えるように掲示してください。演奏活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては自己責任において解決すること。

**(申請者の確認)**

第 7 条 運営管理者は、認定申請を受けた際に申請内容確認のため、申請者本人であることを証明する身分証明書の提示を求められます。

**(認定)**

第 8 条 運営管理者は、第 5 条の申請を行った者で、第 6 条の各条項を厳守する誓約をした者を利用者として認定します。なお、以下の場合は認定を行わないものとします。

① 過去に認定を取り消されたことがある場合

② 申請書類記載事項が事実と異なる場合

2. 誓約書に署名しているものの、現に誓約事項を守って活動していないと認められる場合は、代表者に再度確認した上で、ルールを遵守していると認められる時点まで認定を保留します。

**(認定書の交付等)**

第 9 条 前条で認定を行った場合は、認定書を交付する。また、不認定の決定を行った場合は、不認定通知を行います。

**(変更または廃止の届出)**

第 10 条 認定書の交付後、記載事項に変更があった場合または利用者自体

が解散または活動を廃止した場合は登録事項変更（廃止）届を提出するもの  
とします。

**（認定取消し）**

第 11 条 誓約に違反した場合で、運営管理者の注意・指導に対しても改善  
が見られない者は認定を取り消すものとし、認定取消通知書を当該利用者  
（代表者）宛に送付します。

(1) 前項の事由で認定を取り消された利用者に対しては原則として再認定は  
行わないものとし、

**（個人情報について）**

第 12 条 認定申請書等に記載された氏名、住所、連絡先等の個人情報およ  
び提出資料については、個人情報保護法その他関連法令を遵守して運営管理  
者が適正に管理し、「まちかど演奏会」に関する資料の送付、連絡、その他  
本事業で必要と思われる場合にのみ使用します。

**附則**

この要領は平成 27 年 4 月 1 日より施行します。

別紙)

大正筋商店街・アスタくにつか地区「まちかど演奏会」

会場	予約	使用時間	アンプ等の使用
大正筋商店街内 アスタくにつか 4番館「コミュニ ティハウス」前 (※)	要	水曜日を除く平日 午後 1 時～午後 5 時 土・日・祝日 午前 11 時～午後 4 時 30 分  ※利用は 1 時間単位です。 (設営・撤去の時間を含む)	備え付けの PA (パワーアンプ) のみ使用を認め ます。 ただし、認定要領 第 6 条のとおり、 どのような形態 であっても大音 量を出すことは できません。

(※) 11 月～3 月の間はアスタくにつか 3 番館地下 1 階「グルメシティ」前が会場となります。

(予約のルールについて)

※認定書の交付を受けていない方は予約できません。

- (1) 利用希望日の前々日午後 5 時までにお電話で予約してください。
- (2) 予約は 1 単位 1 時間で、同じ個人またはグループが予約できるのは 1 日 1 単位です。  
(※) イベント開催時は変更になる場合がございます。
- (3) 予約開始日は 1 ヶ月前の午前 10 時からです。
- (4) 備付の備品 (別紙備品リストをご参照ください。) 以外の音響機材につきましては、各自での搬入をお願いいたします。

(予約連絡先)

株式会社くにつか「まちかど演奏会」事務局

078-646-2070